

件名

本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（令和七年五月一日）から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(金融商品取引業者等) 第一条 金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 「一〇四 略」 五 金融商品取引業者のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件(令和四年金融庁告示第十三号)第一号又は第二号に定める書類のうち登録申請書若しくは変更登録申請書又は認可申請書について金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定の適用を受けて英語で記載して提出し、その登録若しくは変更登録又は認可を受けた者 「六〇百十一 略」	(金融商品取引業者等) 第一条 「同上」 「一〇四 同上」 五 金融商品取引業者のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定の適用を受ける者 「六〇百十一 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。